

三審第 132 号の2
令和 5 年 2 月 20 日

一般社団法人兵庫ブルーサンダース
代表理事 ████████ 様

三田市長 森 哲男



室内練習場建設に関する要望について（回答）

平素は、スポーツを通じた青少年の健全育成・まちの賑わいづくりにご尽力いただきありがとうございます。

今回、小中学生を対象とした指導・育成活動や雨天時でも練習のできる「室内練習場」建設のご要望についてですが、市としましても、貴団体とのパートナーシップ協定を実現する地域貢献のための小中学生の指導・育成、またチームの環境整備のためには必要であると理解しております。

しかしながら、計画地は昭和 45 年から市街化調整区域に編入されているため、都市計画法（以下「法」という。）に基づく規制の対象となっています。

「室内練習場」は、市街化区域で建築が可能な場所において設置されるものであり、市街化調整区域内では城山公園等の運動公園の敷地内であれば建築が認められます。

当計画は、通常建設が認められない市街化調整区域に建設しようとするものであるため、開発行為に該当し兵庫県開発審査会の議を経て開発許可し得ることとなり、そのためには下記の事項について許可条件の整理が必要となりますので、所管部署と協議を行っていただきますようお願いいたします。

記

1. 法第 33 条（技術基準）
道路等の開発許可基準に適合すること
2. 法第 34 条（立地基準）
計画地で室内練習場を設置しなければならない理由

担当：三田市 まちの再生部 都市政策室 審査指導課
TEL:079-559-5112 FAX:079-559-7400
E-mail: sinsa@city.sanda.lg.jp